

旭川医科大学固定資産細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和3年6月15日学長裁定)

旭川医科大学固定資産細則の一部を改正する細則

旭川医科大学固定資産細則（令和元年8月30日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(使用責任者)</p> <p>第7条 会計規程第43条第3項に定める資産管理責任者が行う資産管理事務の委任について、別表2のとおり使用責任者を置く。</p> <p>2 使用責任者は、資産管理責任者より固定資産等を受け、これを管理し、有効に使用させるよう努めなければならない。</p> <p>3 使用責任者は、固定資産等の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 使用の状況を明らかにすること。</p> <p>(2) 軽微な修繕を行うこと。</p> <p>(3) 火災・盗難・滅失・破損等の事故防止上、必要な措置を講ずること。</p> <p>(4) 不動産等の監守計画を作成し、実施すること。</p> <p>(5) 固定資産の実査に関すること。</p> <p>(6) 固定資産等の適正な使用の確保に関すること。</p> <p>(略)</p> <p>(管理台帳)</p>	<p>(略)</p> <p>(使用責任者)</p> <p>第7条 会計規程第43条第3項に定める資産管理責任者が行う資産管理事務の委任について、別表2のとおり使用責任者を置く。</p> <p>2 使用責任者は、資産管理責任者より固定資産等を受け、これを管理し、有効に使用させるよう努めなければならない。</p> <p>3 使用責任者は、固定資産等の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 使用の状況を明らかにすること。</p> <p>(2) 軽微な修繕を行うこと。</p> <p>(3) 火災・盗難・滅失・破損等の事故防止上、必要な措置を講ずること。</p> <p>(4) 不動産等の監守計画を作成し、実施すること。</p> <p>(5) 固定資産の実査に関すること。</p> <p>(6) 固定資産等の適正な使用の確保に関すること。</p> <p>(略)</p> <p>(管理台帳)</p>

第9条 会計規程第43条第1項に定める管理台帳は、次に掲げるものとする。

- (1) 固定資産台帳
- (2) 図書台帳
- (3) 貸付台帳

2 固定資産台帳は、別表3に定める分類に基づいて記録を行うものとする。

3 第1項に規定する管理台帳の保存期間は、次のとおりとする。

- (1) 固定資産台帳 除却後5年（土地については、永年）
- (2) 図書台帳 永年
- (3) 貸付台帳 貸付終了後5年

(略)

(建設仮勘定等)

第22条 工事契約に基づいて、新設、増設又は改良するための全ての支出は、建設仮勘定とし、事業の用に供した後、遅滞なく該当科目に振替整理するものとする。

2 知的財産権（著作権を除く。）の出願に係る経費は、知的財産権仮勘定とし、当該知的財産権の取得の可否が判明した時点で、遅滞なく該当科目に振替整理するものとする。（新設）

(略)

附 則

この細則は、令和3年6月15日から施行する。

(略)

別表2（第7条第1項関係）

使用責任者	固定資産の範囲
施設課長	不動産等
事務局各課（学長政策	左記組織に属する動産等

第9条 会計規程第43条第1項に定める管理台帳は、次に掲げるものとする。

- (1) 固定資産台帳
- (2) 図書台帳
- (3) 貸付台帳

2 固定資産台帳は、別表3に定める分類に基づいて記録を行うものとする。

3 第1項に規定する管理台帳の保存期間は、次のとおりとする。

- (1) 固定資産台帳 除却後5年（土地については、永年）
- (2) 図書台帳 永年
- (3) 貸付台帳 貸付終了後5年

(略)

(建設仮勘定)

第22条 工事契約に基づいて、新設、増設又は改良するための全ての支出は、建設仮勘定とし、事業の用に供した後、遅滞なく該当科目に振替整理するものとする。

(略)

(略)

別表2（第7条第1項関係）

使用責任者	固定資産の範囲
施設課長	不動産等
事務局各課（学長政策	左記組織に属する動産等

推進室及び監査室を含む。)の長

医学部各講座の長

医学部各学科目の長

図書館長

入学センター長

教育センター長

先進医工学研究センター長

知的財産センター長

教育研究推進センター長

インスティテューショナル・リサーチ室長

(新設)

看護職キャリア支援センター長 (新設)

地域共生医育統合センター長 (新設)

保健管理センター長

各学内共同利用施設の長

各診療科長

病院各部・室の長

病院各センターの長

推進室及び監査室を含む。)の長

医学部各講座の長

医学部各学科目の長

図書館長

入学センター長

教育センター長

先進医工学研究センター長

知的財産センター長

教育研究推進センター長

保健管理センター長

各学内共同利用施設の長

各診療科長

病院各部・室の長

病院各センターの長

別表3（第9条第2項関係）

分類		解説
有形固定 資産	土地	法人が所有する土地
	建物	一年を越えて使用する事務所，校舎， 図書館，倉庫のほか，宿舍その他の附 属施設
	建物（リース） （新設）	建物のファイナンス・リース取引（新 設）
	建物附属設備	一年を越えて使用する冷暖房，照明， 通風，給排水，衛生，ガス，昇降機な どの附属設備
	構築物	一年を越えて使用する煙突，その他土 地に定着する土木設備，工作物及び立 木竹
	機械装置	一年を越えて使用する各種の機械，製 造装置，起重機等の運搬設備その他附 属設備
	医療用器械備品	一年を越えて使用する治療，検査，看 護などの医療用の器械，器具，備品
	医療用器械備品 （リース）	医療用器械備品のファイナンス・リー ス取引
	その他器械備品	前掲の分類に属さない一年を越えて使 用する器械備品
	その他器械備品 （リース）	その他器械備品のファイナンス・リー ス取引
図書	印刷その他の方法により複製した文書 又は図画，又は電子的方法，磁気的方 法その他の人の知覚によって認識でき ない方法により文字，映像，音を記録	

別表3（第9条第2項関係）

分類		解説
有形固定 資産	土地	法人が所有する土地
	建物	一年を越えて使用する事務所，校舎， 図書館，倉庫のほか，宿舍その他の附 属施設
	建物附属設備	一年を越えて使用する冷暖房，照明， 通風，給排水，衛生，ガス，昇降機な どの附属設備
	構築物	一年を越えて使用する煙突，その他土 地に定着する土木設備，工作物及び立 木竹
	機械装置	一年を越えて使用する各種の機械，製 造装置，起重機等の運搬設備その他附 属設備
	医療用器械備品	一年を越えて使用する治療，検査，看 護などの医療用の器械，器具，備品
	医療用器械備品 （リース）	医療用器械備品のファイナンス・リー ス取引
	その他器械備品	前掲の分類に属さない一年を越えて使 用する器械備品
	その他器械備品 （リース）	その他器械備品のファイナンス・リー ス取引
	図書	印刷その他の方法により複製した文書 又は図画，又は電子的方法，磁気的方 法その他の人の知覚によって認識でき ない方法により文字，映像，音を記録

		した物品としての管理が可能なもの
	美術品・收藏品	美術品…建造物，絵画，彫刻，書籍，典籍，古文書その他の有形の文化的所産で，芸術上価値が高く，希少価値を有するもの 收藏品…教育・研究の対象として供されるために収蔵された化石，鉱石，標本等のもの（美術品を除く）
	車両運搬具	一年を越えて使用する乗用車，トラック，救急車，レントゲン車，その他の自動車
	車両運搬具（リース）	車両運搬具のファイナンス・リース取引
	建設仮勘定	事業の用に供する有形固定資産を建設した場合における支出額や，当該建設の目的のために充当した材料額等
	放射性同位元素	一年を越えて使用する研究用ないし診療用の放射性同位元素
	その他有形固定資産	前掲の分類に属さない一年を越えて使用する有形の固定資産
無形固定資産	借地権	建物の所有を目的とする地上権及び賃借権などの借地法上の借地権
	ソフトウェア	一年を越えて使用するコンピュータソフトウェア（コンピュータを機能させるように指令を組み合わせる表現したプログラム等）
	ソフトウェア（リース）	ソフトウェアのファイナンス・リース取引
	知的財産権	特許法に基づく権利

		した物品としての管理が可能なもの
	美術品・收藏品	美術品…建造物，絵画，彫刻，書籍，典籍，古文書その他の有形の文化的所産で，芸術上価値が高く，希少価値を有するもの 收藏品…教育・研究の対象として供されるために収蔵された化石，鉱石，標本等のもの（美術品を除く）
	車両運搬具	一年を越えて使用する乗用車，トラック，救急車，レントゲン車，その他の自動車
	車両運搬具（リース）	車両運搬具のファイナンス・リース取引
	建設仮勘定	事業の用に供する有形固定資産を建設した場合における支出額や，当該建設の目的のために充当した材料額等
	放射性同位元素	一年を越えて使用する研究用ないし診療用の放射性同位元素
	その他有形固定資産	前掲の分類に属さない一年を越えて使用する有形の固定資産
無形固定資産	借地権	建物の所有を目的とする地上権及び賃借権などの借地法上の借地権
	ソフトウェア	一年を越えて使用するコンピュータソフトウェア（コンピュータを機能させるように指令を組み合わせる表現したプログラム等）
	ソフトウェア（リース）	ソフトウェアのファイナンス・リース取引
	特許権	特許法に基づく権利

電話加入権	加入電話により公衆電気通信役務の提供を受ける権利
その他無形固定資産	前掲の分類に属さない法律上の権利
知的財産権仮勘定 (新設)	特許登録が行われるまでに支出した特許出願費等 (新設)

【改正理由】

適正な決算手続きに必要とする所要の改正を行うとともに、規定の整備を図るものである。

電話加入権	加入電話により公衆電気通信役務の提供を受ける権利
その他無形固定資産	前掲の分類に属さない法律上の権利